

保健福祉課

☎ こども家庭係(138)

令和7年度 保育所・認定こども園利用申込みのご案内

町では、令和7年度の保育所等利用申込みを、次のとおり受け付けます。

受付期間

令和7年 1月6日(月)～1月31日(金)(土・日・祝日を除く8:30～17:15まで)

●利用申込に必要な提出書類 ※すべての書類が揃わないと受理できません

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書(児童1人につき1部)
2. 同意書兼誓約書
3. 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(1号で預かり保育を利用される方のみ)
4. 保育を必要とする事由を証明する書類(2・3号の方及び1号で預かり保育を利用される方のみ)
例) 就労証明書・母子手帳の写し・診断書等

書類は役場保健福祉課こども家庭係(③窓口)・野方支所・保育所等に準備してあります。

●提出先 1号(教育)認定…各認定こども園 / 2・3号(保育)認定…保健福祉課こども家庭係(③窓口)

●認定区分と利用できる施設



●保育を必要とする事由 … 保育所および認定こども園(保育認定)を利用できるのは、保護者等が以下の項目のいずれかに該当することにより、児童の保育ができない場合となります。なお、認定こども園(教育認定)を利用する場合は、事由の有無を問いません。

- (1)就労 (2)妊娠・出産 (3)保護者の疾病、障がい (4)同居又は長期入院している親族の介護・看護 (5)災害復旧 (6)求職活動 (7)就学 (8)虐待やDVのおそれがあること (9)育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

●町内の保育所・認定こども園一覧

令和6年12月1日時点

種 類	名 称	定員	住 所	電 話	1号(教育)認定	2・3号(保育)認定	延長保育
保 育 所	菱田保育園	30	菱田2601	477-0568		7:00～18:00	18:00～18:30 または19:00 ※延長保育を利用される場合は、別途延長保育料金が必要になります。
保 育 所	中沖保育園	30	菱田3093-2	477-0027		7:00～18:00	
認定こども園	大崎保育園	55	仮宿1862	476-0049	9:00～14:00	7:00～18:00	
認定こども園	南光保育園	65	仮宿1554-2	476-0025	9:00～14:00	7:00～18:00	
認定こども園	野方保育園	60	野方6095-38	478-2324	9:00～13:00	7:00～18:00	
認定こども園	大丸保育園	45	横瀬2	476-0555	10:00～14:00	7:00～18:00	
認定こども園	大崎幼稚園	85	神領129	476-3455	10:00～14:00	7:00～18:00	

●保育所利用料について … 利用料は世帯の町民税所得割額(4月から8月分は前年度の税額、9月から翌年3月分は当年度の税額)により算定されますが、保護者に代わって大崎町が負担するため、全児童が無償化の対象となります。なお、同居の祖父母等がいる場合、祖父母等のうち収入の多い方の税額も合算する場合があります。●副食費について … 各園により設定金額が異なりますが、保護者に代わって大崎町が負担するため、全児童が無償化の対象となります。なお、年収360万円未満の世帯(実際には町民税所得割で算出)及び第3子以降は免除されます。